

岡山労働局長
大崎眞一郎様



2011年11月15日

働くルールを確立し、
就職保障と人権を守る岡山連絡会
会長 中島純



高校・大学生、青年の雇用確保と働くルールの確立を求める要請書

平素より、雇用保障と働くルールの確立にご尽力いただいていることに敬意を表します。さて、2011年3月末の岡山県における新規学卒者の就職決定率は、高校が96.8%と前年を3.2ポイント上回り、求人数も前年比微増の傾向となっていますが、リーマンショック以前の水準への回復には至っていません。また、9月末現在の新規高校卒業者への求人倍率は0.89倍と前年度を0.12ポイント上回ったものの、就職希望者数の増加もあり、就職内定率は50.7%と前年同期を0.1ポイント下回るとともに、今後も震災や円高の影響が懸念され、予断を許さない状況が続いています。

新規学卒者をはじめ青年の雇用を確保し、人間らしく働くルールを確立することは、これから日本、そして岡山県の経済と社会が引き続き発展していくために不可欠の課題と考えます。

つきましては、高校・大学生、青年の雇用確保と働くルールの確立のために下記事項を要請しますので、格段の努力をお願いいたします。

記

雇用確保に関する要請事項

- 1 就業体験・職業訓練の各事業の期間の延長や生活保障・賃金支給など、若年者ジョブサポーターの配置の充実や若年者トライアル雇用事業の活用など、学卒未就職者への個別就職支援策を強化するとともに、求職活動期間中の求職活動手当支給を拡充すること。
- 2 企業・経営者団体に高卒新規採用の拡大を実効的に働きかけること。
- 3 県内大企業に青年雇用枠や目標雇用率を設けさせるなど、社会的責任を果たさせること。
- 4 新規学卒者の求人内容の明確化をはかり、不安定雇用求人を規制すること。
- 5 中小企業による高卒生の新規採用支援策や、青年雇用拡大をめざした中小企業育成支援策を強化するとともに、中小企業に関する正確で詳細な情報を青年に提供する場を増やすこと。
- 6 障害者の雇用拡大をはかるため、以下の項目について関係機関への働きかけを強めること。
 - (1) 職場適応援助者事業、障害者就業・生活支援センターの活用を積極的に促すこと。
 - (2) 障害者雇用率を達成していない県内事業所名を公表し、指導を強化すること。また、

障害を理由にリストラや差別的待遇をされることのないように各事業所への指導を強化すること。

- (3) 公務分野、特に岡山県教育庁での法定障害者雇用達成率を早期に達成するよう、強く指導すること。
 - (4) 最低賃金法による最低賃金減額分を国が保障するよう、関係部署へ強く働きかけること。
- 7 不払い残業をなくして雇用の拡大をはかるため、以下の項目について県内企業・団体等への監督・指導を強化すること。
- (1) 事業主に労働時間管理を徹底させ、不払い残業をなくすこと。
 - (2) 超勤割増率を欧米諸国並（平日 50%，休日 100%）に引き上げること。
 - (3) 年次有給休暇の完全取得を前提とした職場体制（人員配置）の拡充をはかること。

働くルール確立に関する要請事項

- 1 すべての労働分野で労働条件の明示、有給休暇の付与など労働基準法の遵守を徹底させるよう監督・指導を強めること。
- 2 労働基準法、労働安全衛生法などが使用者規制・労働者保護の趣旨で成り立っていることを、広く事業主・労働者・県民に周知させること。
- 3 労働者派遣、業務請負、外国人労働者の実態を調査し、青年の採用と労働にかかわるルール違反や違法行為を取り締まること。
- 4 労働基準監督官や関係職員を増員し、青年労働者が安心して働くことができるよう、監督・指導体制を強化すること。

就職活動のルール確立に関する要請事項

- 1 募集・選考・採用にあたっては、職業能力・適性によることとし、性別や出身校を理由とした就職に関するいっさいの差別をなくすこと。
- 2 新規学卒者に対する採用内定後の内定取り消しや労働条件引き下げを規制すること。
- 3 大学生が学業に専念できるように、就職活動のルールをつくること。